

滋賀県 喀痰吸引等研修（第一号、第二号研修および第三号研修）について

医療福祉推進課
障害福祉課



「社会福祉士及び介護福祉士法」の一部改正により、平成 24 年 4 月から、喀痰吸引等研修を修了した介護職員等は、一定の条件のもとであれば、たんの吸引や経管栄養の業務を実施することが可能になりました。

滋賀県が実施している喀痰吸引等研修は下記のとおりです。この他、各登録研修機関でも実施されています。

本県の第一号、第二号研修では、実地研修を原則受講者の所属する施設または事業所で実施することとしており、実地研修を実施するには指導者養成講習会等を修了した指導看護師による指導が必要です(第三号研修では指導者養成講習会の修了は不要です)。

喀痰吸引等研修の受講を考えている施設や事業所におきましては、指導看護師の有無について確認するとともに、必要な場合は指導看護師養成講習の受講をお願いいたします。

	研修で対応している行為	研修カリキュラム (対象:介護職員等)	令和8年度実施時期 ※日程変更する場合あり	実地研修における指導看護師の要件	登録研修機関 情報	問合せ先
第一号、第二号研修	<p><u>不特定多数の者に対する</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 口腔内の喀痰吸引 鼻腔内の喀痰吸引 気管カニューレ内部の喀痰吸引 胃ろう又は腸ろうによる経管栄養 経鼻経管栄養 <p>※「人工呼吸器装着者に対する喀痰吸引」および「半固形栄養剤のみの経管栄養」には対応していません。第三号研修を受講してください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 講義(50h 8日) 演習(3日) 筆記試験(0.5日) 実地研修(原則、受講者が所属する(もしくは同一法人内の)施設・事業所で実施) 	<p>年1回(令和8年度は申込終了しました。)</p> <ul style="list-style-type: none"> 講義:6月~7月 演習:7月~8月 筆記試験:8月27日 <p>※筆記試験合格後、各自実地研修に入ります。</p>	<p>①~③のいずれかを修了した者</p> <ul style="list-style-type: none"> ①喀痰吸引等研修指導者養成講習会(今回、ご案内している講習です) ②平成23年度介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修(指導者講習) ③医療的ケア教員講習会 <p>※平成22年度特別養護老人ホームにおける看護職員と介護職員によるケア連携協働のための研修は非該当</p>	<p>県ホームページに登録研修機関一覧を掲載しています。</p> <p>研修実施予定などの詳細</p>	<p>滋賀県 医療福祉推進課 077-528-3597</p>
第三号研修	<p><u>特定の者に対する</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 口腔内の喀痰吸引 鼻腔内の喀痰吸引 気管カニューレ内部の喀痰吸引 胃ろう又は腸ろうによる経管栄養 経鼻経管栄養 <p>※人工呼吸器装着者に対する喀痰吸引や半固形栄養剤のみの経管栄養にも対応</p>	<ul style="list-style-type: none"> 講義(8h 1.5日) 演習(0.5日) 筆記試験 実地研修(特定の者に対して実施) 	<p>年3回</p> <ul style="list-style-type: none"> 講義、演習(筆記試験含む)7月(2日間) 10月(2日間) 1月(2日間) <p>※筆記試験合格後、実地研修に入ります。</p>	<p>対象者に関わる看護師</p> <p>※指導者養成講習会等の受講は必要ありませんが、指導する介護職員と一緒に演習とオリエンテーション(0.5日間)を受ける必要があります。</p> <p>※研修実施機関へ申し込みの上、テキストと動画視聴による事前学習を行っていただく必要があります。</p>	<p>は、研修機関に直接お問い合わせください。</p>	<p>滋賀県 障害福祉課 077-528-3543</p>